院外処方箋における

調剤変更に関する事前合意プロトコル

運用上の申し合わせ事項

2023 年10 月

国立病院機構　鹿児島医療センター

**■処方箋中の疑義について**

**本プロトコルは，薬剤師法23条2について，応需薬局薬剤師と当院所属の処方医師との間に事前合意を結ぶものであって，薬剤師法24条の疑義を割愛するものではないことに十分留意すること。**

**薬剤師法第24 条**

**薬剤師は、処方箋中に疑わしい点があるときは、その処方箋を交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせて、その疑わしい点を確かめた後でなければ、これによって調剤してはならない。**

**１．問い合わせ窓口**

①処方内容に関すること（調剤に関する疑義）

処方医師 TEL：099-223-1151（代表）

＊電話交換に診療科・医師氏名を伝えてください。

●当院は、急性期病院のため処方医が担当する外来診療時間以外は、手術や検査等で電話の応対に時間を要する場合がありますのでご了承ください。

②保険内容などに関すること（保険者番号、公費負担など）

医事課(外来) TEL：099-223-1151（代表）

＊電話交換に保険の問い合わせである旨を伝えてください。

③調剤変更に関する事前合意プロトコル，その他運用に関すること

薬剤部 TEL：099-223-1151（代表）

　　　　　　＊電話交換に調剤方法、調剤変更に関する事前合意プロトコルの問い合わせである旨を伝えてください。

**２．処方変更・調剤後の連絡**

処方変更を行い調剤した場合は、その内容を原則FAXにて連絡をお願いします。次回からの処方に反映されます。当院に採用のない医薬品、規格についてはシステムの都合上、次回以降も処方箋には反映されませんのでご了承ください。ただし、別紙1に示した内容の一部に関してはFAX連絡不要です。

代表FAX番号：　099-226-9246

**３．その他**

処方箋に記載された医薬品の後発医薬品への変更は、厚生労働省保険局医療課「平成24 年3 月5日保医発0305 第12号」に準じてください。後発医薬品へ変更して調剤した場合、お薬手帳等にて情報のフィードバックをお願いします。FAX 連絡は不要です。

一般名処方からの調剤・後発医薬品への切り替えに関する内容は、お薬手帳等にて情報のフィードバックをお願いします。FAX 連絡は不要です。

※ 患者さんの不利益とならないよう、説明・同意を得たうえで変更してください。

**４．調剤事故について**

調剤事故（調剤過誤，プロトコル違反）が起こった場合は、下記の手順でご報告ください。

１）調剤事故の発生が判明したら、直ちに処方医へ連絡

連絡内容：患者ID、患者名、処方箋発行日、調剤事故の概要、

薬局名、薬局の担当者および連絡先

連絡先電話番号：099-223-1151（代表）

2）患者対応等が完了した後、当院指定の調剤事故報告書（別紙2）または自施設の調剤事故報告書を当院薬剤部へ郵送する。

4）その他

・調剤事故の状況により、病院長への報告を依頼することがあります。

・必要に応じて対応状況を、適宜定期的に薬剤部に報告いただくことがあります。

・重篤な副作用発生時は、直ちに処方医へ連絡してください。